

令和5年第7回辰野町議会定例会会議録（23日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 令和5年9月20日 午後2時00分
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名
 - 1番 古村 幹夫
 - 2番 松澤 千代子
 - 3番 栗林 俊彦
 - 4番 吉澤 光雄
 - 5番 牛丸 圭也
 - 6番 小澤 睦美
 - 7番 向山 光
 - 8番 本多 慶司
 - 9番 高木 智香
 - 10番 林 政美
 - 11番 本多 光陽
 - 12番 小林 テル子
 - 13番 津谷 彰
 - 14番 舟橋 秀仁
5. 会議事項
 - 日程第1 議案第1号 令和4年度辰野町一般会計決算の歳入全部
歳出の内 1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内水道費、
6. 農林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、11.
災害復旧費、12. 公債費、14. 予備費
 - 議案第26号 令和4年度辰野町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について
 - 議案第2号 令和4年度辰野町上水道事業会計決算
 - 議案第27号 令和4年度辰野町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について
 - 議案第3号 令和4年度辰野町下水道事業会計決算
 - 議案第8号 令和4年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算
 - 日程第2 議案第1号 令和4年度辰野町一般会計決算の歳出の内 3. 民生費、
4. 衛生費（水道費を除く）、10. 教育費
 - 議案第4号 令和4年度辰野町国民健康保険特別会計決算
 - 議案第5号 令和4年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算
 - 議案第6号 令和4年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算
 - 議案第7号 令和4年度町立辰野病院事業会計決算

- 議案第 9 号 令和 4 年度辰野町介護保険特別会計決算
- 日程第 3 議案第 10 号 辰野町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第 4 議案第 11 号 辰野町再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 15 号 辰野町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 16 号 辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 19 号 令和 5 年度辰野町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 8 請願・陳情等についての委員長報告
- 日程第 9 追加提出議案の審議について
- 議案第 28 号 令和 5 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議員提出議案の審議について
- 発議第 1 号 私立高校への公費助成に関する意見書の提出について
- 発議第 2 号 私立高校への公費助成に関する意見書の提出について
- 日程第 11 議会閉会中の委員会の継続審査について
- 日程第 12 議員派遣について

6. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	代表監査委員	中 村 文 昭
総務課長	加 藤 恒 男	まちづくり政策課長	三 浦 秀 治
住民税務課長	菅 沼 由 紀	保健福祉課長	竹 村 智 博
子育て応援課長	高 倉 健 一 郎	産業振興課長	岡 田 圭 助
事業者支援担当課長	菅 沼 隆 之	建設水道課長	宮 原 利 明
会計管理者	上 島 淑 恵	学校支援課長	小 澤 靖 一
学びの支援課長	福 島 永	辰野病院事務長	桑 原 さ ゆ り

7. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 桑 原 高 広
 議会事務局庶務係長 小 林 志 帆

8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 9 番 高 木 智 香

9. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

定足数に達しておりますので、令和5年第7回定例会第23日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第1号、令和4年度辰野町一般会計決算の歳入全部、歳出の内1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内水道費、6. 農林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、11. 災害復旧費、12. 公債費、14. 予備費、議案第26号、令和4年度辰野町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第2号、令和4年度辰野町上水道事業会計決算、議案第27号、令和4年度辰野町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第3号、令和4年度辰野町下水道事業会計決算、議案第8号、令和4年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算、以上6件を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を、総務産業常任委員長、古村幹夫議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（古村）

総務産業常任委員会、委員長報告を行います。本定例会初日、議案第1号から議案第27号の中で、当委員会に付託されました議案について審査結果を報告します。9月11日午前9時から、全員協議会室において、総務産業常任委員会及び福祉教育常任委員会の合同委員会を開催し、町長出席のもと住民税務課及びまちづくり政策課の担当職員から、令和4年度辰野町一般会計決算の内、歳入全部について説明を受け質疑討論を行いました。また、同日午前10時20分及び9月12日午前9時から総務産業常任委員会室において、委員全員が出席し担当職員の出席の下に慎重に審査を行いました。議案第1号、令和4年度辰野町一般会計の内、歳入の全部について当委員会で特に異議はなく、全員一致で認定すべきものと決しました。その後、歳出のうち、議会費、総務費、衛生費の内水道費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、災害復旧費、公債費、予備費について各課から説明を受け質疑討論を行いました。以下、各課に対する質疑をいくつかあげさせていただきます。戸籍・住民台帳費の委託料について、「コンビニ交付委託料3,629件は窓口で交付するものに対してどのくらいの

割合か」との質疑に、「住民票全体で 22.9%、印鑑証明に関しては 30.2%、戸籍は 7.2%、税の証明で 4.2%である」との答弁でした。総務管理費の看板商品創出事業について「事業の成果はどのようになっているか」との質疑に対し「町の実質負担額は 200 万円ほど。ガイドブックを全戸配布したほか移住定住の相談会でも活用している。薬膳料理やツアーの取り組みは地域とのかかわりや募集の方法が課題」との答弁でした。庁舎管理費のうち工事請負費に関し「庁舎南側出入り口のスロープ改修は利用者にとって使いにくい構造では」との質疑に対し、「総務課としても改善を考えている」との答弁でした。商工費の負担金、補助及び交付金では「旧小澤屋旅館を改修したシェアハウス KOUTEN の完成は」との質疑に「現在のものは完成の形であり、利用者自身が創作していくことができる」との評判も高い」との答弁でした。住宅費の委託料に関して「公営住居入居者が高齢化などで環境整備が進まず、近所の方に迷惑がかかるケースがあるが」との質疑に対し「最終的にシルバーさんに委託するなどの事も将来的には考えなければいけない」との答弁でした。9 月 13 日午前 9 時から 5 箇所の現場視察を実施したところ特に問題はなく、令和 4 年度辰野町一般会計決算の歳出のうち当委員会に付託された議案を採決した結果、全員一致で認定すべきものと決しました。議案第 2 号、令和 4 年度辰野町上水道事業会計決算、並びに議案第 3 号、令和 4 年度辰野町下水道事業会計決算については、建設水道課の担当職員から説明を受け、質疑討論を経て採決の結果、全員一致で認定すべきものと決しました。議案第 8 号、令和 4 年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算については、まちづくり政策課から説明を受け、「今後のシステム更新の予定については」との質疑に対し「現行と同じシステムは難しい。情報配信であればスマートフォンに対するメール配信などの方法に置き換えることも検討していく」との答弁でした。採決の結果、全員一致で認定すべきものと決しました。議案第 26 号、令和 4 年度辰野町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、議案第 2 号、令和 4 年度辰野町上水道事業会計決算を受け、未処分利益剰余金 1 億 779 万 9,486 円のうち 6,500 万円を資本金に組み入れるとの説明を受けました。質疑討論を経て採決の結果全員一致で可決すべきものと決しました。議案第 27 号、令和 4 年度辰野町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、議案第 3 号、令和 4 年度辰野町下水道事業会計決算を受け未処分剰余金 7,719 万 3,625 円を減災積立金に積み立てるとの説明を受けました。質疑討論を経て採決の結果全員一致で可決すべきものと決しました。令和 5 年第 7 回定例会において、総務産業常任

委員会に付託された6議案の審査結果は以上のとおりです。全議員の賛同をいただきますようお願い申し上げます。なお、決算審査において情報通信事業費に関連し、住民への情報伝達の更なる充実を求める意見、看板商品創出事業費に関連し、具体的な委託料の使途を問う意見、農水産業費では有機農業推進のまち宣言や森ビジョン策定などに高い関心が示されました。これを受け要望事項3件が出されましたので、町長要望として提出いたします。一つ、町のホームページに関してはこれまでも一般質問や全員協議会などにおいて、更新制度を高め常に新しい情報を入手できる環境を整えることを求めてきたが、残念ながら部署により内容の充実度合いにバラつきが見られる。こうした問題を解決するために、各課の情報更新の担当者を設け、課長を責任者として更新頻度を高め常に新しく正確な情報が伝わる仕組みを整えることを要望する。一つ、有機農業推進のまち宣言、辰野町の森ビジョン策定、かやぶきの館あり方検討委員会の立ち上げ等、産業振興課が担う役割が多岐にわたる中において、それを担うマンパワーと専門性を備えた人材の不足による業務の停滞が心配される。適材適所の人員配置と必要に応じて外部からのアドバイスを受けながら、重要課題に取り組むことができるように検討することを要望する。一つ、看板商品創出事業については、ガイドブック制作などを通じ、住民の関心の高いものになっている。この事業をより実のあるものに発展させるためにも、町が十分に主体性を発揮し、事業者と地域をつなげていくことができるように、仲介役の役割をしっかりと果たすことを要望する。以上であります。

○議 長

先ほど6件につきまして、総務産業常任委員長からの報告を受けました。委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。日程第2、議案第1号、令和4年度辰野町一般会計決算の歳出の内、3. 民生費、4. 衛生費（水道費を除く）10. 教育費、議案第4号、令和4年度辰野町国民健康保険特別会計決算、議案第5号、令和4年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算、議案第6号、令和4年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算、議案第7号、令和4年度町立辰野病院事業会計決算、議案第9号、令和4年度辰野町介護保険特別会計決算、以上6件を一括議題といたします。福祉教育常任委員会における

審査結果を、福祉教育常任委員長、小林テル子議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（小林）

令和5年9月定例会、福祉教育常任委員会、委員長報告をいたします。福祉教育常任委員会小林テル子です。本定例会初日、福祉教育常任委員会に付託されました議案、第1号、4号、5号、6号、7号、9号について審査状況を報告します。9月11日午前11時30分、12日午前9時、福祉教育常任委員会室において委員全員出席し、教育長、担当課職員出席の下、慎重に審査を行いました。また、13日午前9時から、3箇所について現場審査を実施しました。以下、その概要を報告します。民生費については、保健福祉センター管理事務、委託料、「空調設備改修工事監理事務委託料は高額であるが委託業者は」の質問に「委託先は松沢設計で大規模工事には必要なもの、工事施工業者は加藤設備と元木工電社」との答弁でした。保育園運営費、保育園運営事務、委託料「広域入所委託料は」の質問に「町外への施設入所のことで7名が該当している」との答弁でした。続いて衛生費については、保健衛生費、予防費保健衛生予防費役務費の「風しん抗体検査事務手数料95人の内訳は」の質問に対し、昭和37年から54年に生まれた方が対象です」との答弁でした。「自殺を減らす対策は」の質問には「多くの町民が関心を持ってゲートキーパー講習会等に参加してもらうこと」との答弁でした。出産子育て応援交付金事業補助金、「出産子育て応援金185件は」の質問に、「令和5年2月からスタートした伴走型支援補助金ですが、年度で遡り令和4年4月からを対象としていて、185件となった」ということです。清掃費負担金、「上伊那広域連合負担金は」の質問には、「上伊那クリーンセンターとクリーンセンター八乙女の負担金」との答弁でした。町保健対策推進事業補助金「不妊・不育症治療助成事業5件は少ないが周知はされているのか」の質問に、「不妊治療が保険診療適用となり、新しく取り組んでいる制度であるため」との答弁でした。続いて教育費について教育総務費の需用費、「修繕料は主にタブレットの修繕費のようだが、故意に落としてしまった場合、修繕費の自己負担等を考えた方が良いのでは」の質問に「故意の場合の自己負担等も検討しているが、保険に加入しているのでそちらでの対応を進めたい。だが、リース物件の保険のために難しい部分がある」との答弁でした。「机に設置するタブレットガードがあるので検討してみても」と「生徒へのタブレットを大切に使用するよう指導すること」を要望します。工事請負費、「西小学校給食室床改修工事の工事実施内容は」の質問に「耐熱、耐水、抗菌効果の塗装を実施した」の答弁

でした。「美術館特別展事業の入場者数は」の質問に「恐竜絵本原画展が 2,178 人、中川紀元、大森光彦展が 986 人、誰かのふるさと展 687 人、ひな人形展が 3,100 人、ほか合計 7,378 人」との答弁でした。「ひな人形展を有料にする考えはないか」の質問には「荒神山春まつりの一環で実施していて、ほかの施設が無料のため難しい」との答弁でした。埋蔵文化財事業、埋蔵文化財整理は会計年度職員 3 人で実施しているようだが整理作業の人は足りているのか」の問いに、「上辰野中道線作業を実施しているが、労働時間が短く予定通りには進んでいない。石器の部分については業務委託で進めているが、来年には報告書を完成予定であり、県には速やかに調査報告を出したいが現状難しい」との回答でした。「未来館アラパの来館者数は」の質問に「令和元年 4 万 5,335 人をピークにコロナ禍後利用者数は低下、令和 2 年 2 万 5,220 人、令和 3 年 2 万 7,461 人、令和 4 年 3 万 2,403 人である」との答弁でした。採決の結果、一般会計の歳出の内、当委員会に付託された部分については特に異議はなく、全員一致により認定すべきものと決しました。続いて議案第 4 号、令和 4 年度辰野町国民健康保険特別会計決算について報告します。今年度も新型コロナウイルス感染症対策として傷病手当金の支給を実施、健康保持増進を目的とした保健事業を行いました。被保険者数は年間平均 3,781 人、加入率は 29.5%となりました。歳入歳出差引 156 万 2,000 円を翌年度に繰り越しました。加入者の状況においては、転出者が 111 人、転入者が 160 人と転入の方が上回ったものの、後期高齢者医療保険への移行が 334 人が顕著で加入者の減少が大きくなっています。国保基金からの繰り入れが増加、前年比 3,107 万円、基金残高が減少しています。採決の結果、特に異議はなく全員一致により認定すべきものと決しました。次に議案第 5 号、令和 4 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算について報告します。受診者数は前年比 45 人減の 298 人でした。歳入歳出差引 22 万 2,000 円を翌年度に繰り越しました。採決の結果、全員一致で認定すべきものと決しました。次に議案第 6 号、令和 4 年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算について報告します。後期高齢者医療保険は 75 歳以上の高齢者及び 65 歳以上で一定程度の障がいのある方が加入する保険です。被保険者数は 4,086 人で前年度比 80 人増でした。歳入歳出差引 59 万 6,000 円を翌年度へ繰り越しました。特筆すべき質問はなく、採決の結果全員一致で認定すべきものと決しました。次に議案第 7 号、令和 4 年度辰野病院事業会計決算について報告します。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、発熱外来の患者数が大きく上回り、内科、小児科を中心に外来患者数が増加しました。

発熱外来の担当医師の確保ができ、ひっ迫状態の発熱外来診療を行うことができました。新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れ、新型コロナワクチン接種の集団接種会場としてワクチン接種事業を行うなど、公立病院の役割を果たすことができました。収益的収入合計は23億9,400万3,000円となり、対して収益的支出は23億3,629万6,000円でした。収支差引で5,770万7,000円の黒字決算となりました。主な質疑として「入院患者数と病床稼働率を見ると令和4年度は前年よりは入院患者数は増加しているが、コロナ前には戻っていないが」の質問に「新型コロナ対応の病床を用意しているが、その稼働率が上がってこなかったことと、全体でも入院を控える傾向がある」との答弁でした。外来患者数は増加しているが新型コロナ感染者の増加によるところが大きいと思われ、次年度以降の収益状況が心配になるが、次年度の一般会計からの繰入金は3億9,500万円で良いのですか」の質問に対して、「計画通りで進めます」との答弁でした。採決の結果、特に異議はなく認定すべきものと決しました。次に議案第9号、辰野町介護保険特別会計決算について説明します。介護保険サービスは在宅サービス及び施設サービス合わせて27,448件の利用がありました。また介護予防・日常生活総合支援事業を中心に地域支援事業を継続実施しました。歳入歳出差引8,783万9,000円を翌年度に繰り越しました。特筆すべき質疑はなく採決の結果、異議はなく認定すべきものと決しました。また9月13日、春宮介護予防センター、辰野中学駐車場雨水等排水・舗装工事、辰野町民体育館バスケットゴール改修工事の現地視察を実施し、採決の結果全員一致で認定すべきものと決しました。今回の福祉教育常任委員会において、決算審査の中で町長への要望すべき事項が出ましたので、以下のとおり提出いたします。学校あり方検討委員会、荒神山プール跡地等検討委員会等で検討していただきたく、老朽化している各学校のプールの今後の方向性についてと、それから福祉の拠点となるべき地域包括支援センターの明確化について、町長要望を提出します。以上、福祉教育常任委員会、委員長報告を終わりにいたします。以上です。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。ただいま委員長報告の中に、委員会審査における要望事項

等がありましたので、町長より答弁を求めます。

○町 長

ただいま、両委員会より要望事項がございましたので、それぞれお答えさせていただきます。はじめに総務産業常任委員会から提出された要望事項にお答えいたします。町のホームページについては、専門知識がない職員でもページを更新できるシステムを使用しております。部署により内容の充実度合いにばらつきがあり、情報が整理されていないとのご指摘をいただきましたので、各課に配置している情報担当者に改めて周知し、それぞれ課長などと連携しながら、ページの点検、整理を実施して最新の情報が掲載されるよう努めてまいります。また、「更新されたページが見つけにくい」とのご意見もいただいておりますので、トップページのレイアウト変更も視野に入れ、新着情報が見つけやすい、わかりやすいホームページとなるよう努めてまいります。当年度、長期的な課題解決の年として産業振興課に限らず、各課がそれぞれ重要課題に取り組んでおりますが、担当課だけでは対応に限りがあることから、必要に応じ組織横断的なプロジェクトチーム等を編成し、協力して検討を進めています。今回、具体的な課題として挙げられた有機農業については、町内で推進に取り組まれている団体が4団体ありますので、農業振興センターとともにこれら団体のお知恵をお借りしながら推進に取り組む所存です。職員の中には有機農業の専門知識を備えたものはありませんが、全国にはこの分野で熱意をもって研究、取り組んでいる方がおいでになると思いますので、次年度、地域おこし協力隊として募集し、良い方がいれば業務に加わっていただくことも検討しております。また、森ビジョンの策定、かやぶきの館あり方検討については、既に委員会を立ち上げ、それぞれの分野で知識と経験を持った外部の方に委員として参画いただいているところでありますので、引き続きこれらの皆様のご協力を得ながら、課題解決に取り組んでまいり所存であります。地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品創出事業は、松茸が育つ山のモニターツアー、薬膳料理体験プログラムを柱に、川島地区の豊かな自然や食材等を堪能する体験企画であります。地域の史跡を訪ね、農業体験や山菜などを使った薬膳料理に挑戦する等、辰野町の日常を体験していただく内容となっております。特に薬膳料理は、旬のものをその地でおいしく食べるといったテーマから、体調や季節に合わせた素材を選び、地元住民が担う講師役の指導の下で、体験を一つの作品として完成させるイメージを描いております。町としましても、関係する地元住民の皆様のご理解とご協

力が得られるよう、情報共有や関係団体の連携を進め、顧客満足度が高い体験・企画となるよう取り組みたいと考えています。続きまして、福祉教育常任委員会から提出された要望事項にお答えします。町内小中学校は、いずれも校舎等の老朽化の課題が顕在化しており、プールの改修も急務です。学校の長寿命化改修計画では、一校当たりのプール改修費用を約1億5,000万円と試算しました。今後の方向性としては、一つ目に各校にあるプールをそれぞれ改修する案、二つ目に1つの学校のプールに集約して改修する案、三つ目に民間施設を活用する案の3案を検討してまいりましたが、具体的な結論には至っておりません。学校におけるプールの授業日数は1クラス当たり年間10時間である現状を踏まえると、学校のみで使用するプールよりも町民も利用できるような施設を町全体で検討していくべきでないかとも思います。今後、学校のあり方検討委員会、ウォーターパーク跡地等検討委員会の両委員会においても、幅広くご意見をいただき検討してまいります。地域包括支援センターの窓口は保健福祉課にありますが、場所がわかりにくいとのご指摘ですので、まずは役場庁舎入口の案内板に保健福祉課に並べて表示をする工夫をさせていただきました。相談内容によってプライバシーに配慮した相談室にご案内して、お話を伺う等の対応をさせていただいております。高齢者への個別訪問や出前講座、元気活動調査におきまして、地域包括支援センターについて相談できる内容や方法など地道に周知に努めてまいりました。その結果、知名度も現在では50%を超え、相談件数も年々増加傾向にあります。更なる知名度の向上を目指して周知活動に力を入れてまいります。また、地域包括支援センターの設置基準として示されている専門職は、主任介護支援専門員(主任ケアマネ)、保健師、社会福祉士であります。今後、高齢者の増加が見込まれる状況にあっては、現在の人員では十分ではないかもしれません。引き続き、有資格者の人材確保に努めるとともに、資格取得に前向きな職員に対しましては、その支援も行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議 長

次に、委員長報告の行われました、日程第1、議案1号から議案第27号、日程第2、議案第1号から議案第9号までについて一括して討論をおこないます。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより採決いたします。初めに、議案第1号、令和4年

度辰野町一般会計決算についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は、原案認定であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり認定されました。次に、議案第26号、令和4年度辰野町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第2号、令和4年度辰野町上水道事業会計決算、議案第27号、令和4年度辰野町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第3号、令和4年度辰野町下水道事業会計決算、以上4議案について一括して採決いたします。お諮りいたします。委員長報告はいずれも原案可決及び認定であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第2号から議案第27号までの4議案については、委員長報告のとおり可決及び認定されました。次に議案第4号、令和4年度辰野町国民健康保険特別会計決算、議案第5号、令和4年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算、議案第6号、令和4年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算、議案第7号、令和4年度町立辰野病院事業会計決算、議案第8号、令和4年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算、議案第9号、令和4年度辰野町介護保険特別会計決算、以上6議案について一括して採決いたします。お諮りいたします。委員長報告はいずれも原案認定であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号から議案第9号までの6議案については、委員長報告のとおり認定されました。次に日程第3、議案第10号、辰野町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を、総務産業常任委員長、古村幹夫議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長(古村)

総務産業常任委員会に付託された議案につきまして審査結果を報告します。議案第10号、辰野町犯罪被害者等支援条例の制定については、総務課から誰もが安心して暮

らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする旨の説明があり、各条文の説明を受けました。「助成金は規則で定めるか」との質疑に対し、「助成金については要綱を定め、同時期に公示できるよう準備を進めている」とのことでした。採決の結果、異議はなく全員一致で可決すべきものと決しました。議案第10号に対する審査結果は以上であります。皆様のご賛同をいただきますようお願い申し上げます。

○議長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第10号、辰野町犯罪被害者等支援条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。次に日程第4、議案第11号、辰野町再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長、小林テル子議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長(小林)

本定例会初日、福祉教育常任委員会に付託されました議案第11号についての審査状況を報告いたします。9月12日、午前9時から福祉教育常任委員会室において委員全員出席し、議案第11号の審査を慎重にいたしました。議案第11号、辰野町再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。提案理由は、小規模な発電施設についても安心安全な施設設置と運用を求めるもので、発電出力、合計値の基準を引き下げるために条例の一部を改正するものです。質疑としては「10キロワットはかなり厳しい基準か」の質問に「10キロワットに改めるのは国や県の基準に合わせるレベルである。また住宅の屋根に設置するものに関しては規制するものではない」との答弁でした。以上、結果異議はなく全員一致で可決すべきものと決しました。以上、福祉教育常任委員会、委員長報告を終わります。以上です。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 11 号、辰野町再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 11 号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第 5、議案第 15 号、辰野町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を、総務産業常任委員長、古村幹夫議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長 (古村)

議案第 15 号、辰野町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例については建設水道課担当職員から、使用料徴収などの変更のほか一部組合の解散に伴う条例の一部改正を提案理由とする旨の説明を受けました。質疑、討論を経て採決の結果、異議はなく全員一致で可決すべきものと決しました。総務産業常任委員会に付託された議案第 15 号の審査結果は以上のとおりです。全議員の賛同をいただけますようお願い申し上げます。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 15 号、辰野町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 15 号は委員長報告のとおり可決されました。次に日程第 6、議案第 16 号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を、総務産業常任委員長、古村幹夫議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（古村）

議案第 16 号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、建設水道課職員より犯罪被害者等支援条例制定に関連し、犯罪被害者等の居住の安定を図ることを目的としている旨の説明を受け、質疑、討論を経て採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。総務産業常任委員会における審査結果は以上のとおりです。全議員の賛同をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 16 号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 16 号は委員長報告のとおり可決されました。日程第 7、議案第 19 号、令和 5 年度辰野町一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。これより質疑、討論をおこないません。ありませんか。

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 19 号、令和 5 年度辰野町一般会計補正予算（第 5 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。日程

第 8、請願・陳情等についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に、総務産業常任委員会へ付託となりました、陳情第 16 号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める陳情について、総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、古村幹夫議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（古村）

本定例会初日に当委員会に付託されました、陳情第 16 号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める陳情の審査結果を報告します。9 月 13 日午後 1 時から総務産業常任委員会室において全員出席の下、慎重に審査を行いました。提出者は、原水爆禁止上伊那地区協議会会長、野口俊邦氏、上伊那地区労働組合会議議長、松田元伸氏の 2 名です。提出者の野口氏から事務局員と 2 名で出席し説明したい旨の申し出があったため、これを許可しました。審査では提出者から条約の内容や陳情の趣旨について説明があり、委員からの質疑応答が行われました。趣旨は 2017 年に国連総会で採択された核兵器禁止条約は、核兵器の開発、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇を禁止するものであり、核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たなければならないとし、日本政府が核兵器禁止条約に調印し、批准することを求める意見書を国会及び政府に提出することを求めるものです。質疑では「ロシア、中国、北朝鮮など隣国が核武装している以上、アメリカの核の傘に入らなければ国を守れないとする意見があるが、どのように考えるか」との質問に対し、野口氏は「核に対して核という考えは限りない軍拡路線であり、間違いを起ししやすい。議論をしながら平和の道を進むのが真つ当な進むべき道と考える」とのお話をされました。また「核兵器を持つ国の参加が得られていないため有効性が疑問視される」との質疑に対し、「まずは日本がこの条約に参加し、そして核を保有する同盟国に呼びかけるとするのが筋であると考え」とのことでした。「上伊那 8 市町村の状況は」との質疑に対し、「伊那市、飯島町、南箕輪村、宮田村、中川村が採択。駒ヶ根市は一部採択、箕輪町は趣旨採択」との回答がありました。その後提出者に退席を求め、討論を行いました。その中で「核の傘という議論が前提とすると、核が固定化されてしまい核廃絶の動きが一步も進まなくなってしまう」「核兵器の脅威について国民の理解を深める必要がある」「同盟国であるアメリカとの関係を踏まえ、自衛力の強化を検討すべきである」「人道面から核兵器廃絶を

求めるべき」「アメリカの世界的な軍事戦略の中で、日本が守られているというのは事実と違う」「核兵器の使用可否について国内での議論を深めるべきである」など、採択、不採択両方の考え方で意見が出され討論が行われました。採決の結果、採択すべきが2、不採択とすべきが4となり、不採択とすべきものと決しました。以上、陳情1件に対する委員会の審査結果を報告しました。賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長

ただ今の委員長報告に対し、陳情第16号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める陳情について、質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。はじめに、委員長報告に反対者の発言を許可いたします。

○高木(9番)

陳情不採択の委員長報告に反対し、陳情を採択すべきとの立場から意見を述べます。この陳情書に書かれている核兵器禁止条約は、核兵器を非人道兵器としてその開発、保有、使用、威嚇を含むあらゆる活動を例外なく禁止した、最も画期的な国際条約です。陳情書に書かれているとおり、現在92箇国が署名し68箇国が批准しています。核兵器の恐ろしさを一番知っているのは唯一の戦争被爆国である日本です。広島や長崎の被爆地ではこの条約への署名と批准を強く求めています。被爆者は訴えています。「わずか1発の原爆でみんな死んでしまった」「放射能の恐ろしさもあとになってわかった」「戦争も原爆も残酷。広島、長崎のようなことが2度と起きてはいけない」そういった思いで次の世代に戦争や核兵器の恐ろしさを伝えている人がたくさんいます。昨年、核兵器禁止条約第1回目の締約国会議に参加した長崎市長のスピーチの中で、「被爆者は核兵器禁止条約こそ核兵器のない世界へと照らす希望の光であると称え、その誕生を大いに喜んだ。この条約を広島・長崎条約と呼びたい」と話しています。核兵器の話になると必ず出てくるのが、核抑止力ですが既に破綻しているのは明確です。核が危機的な状況をつくっています。世界の流れに背を向けて、国民の多くが望む禁止条約への参加を拒否していることは恥ずべき態度です。核抑止という考

えはいざとなれば広島、長崎のような壊滅的な人道的結末も容認するものであり、到底許されるものではありません。ましてや住民の命を大切にする立場の議員が、核は必要だなどと言っている場合ではありません。もし核保有国のトップが判断を間違えて核兵器を使ってしまうことがあったら、取り返しのつかないことになります。多くの犠牲者が出る上にその被害は長期間にわたります。核を手放すこと、廃絶することこそが今、強く求められています。核兵器不拡散条約に署名・批准している日本ですが、核保有国に対して廃絶の取り組みを求めるだけでは不十分です。本当の平和を求めるならば核兵器禁止条約に署名・批准し核兵器のない世界に向けて前進することが急務です。先月8月6日の広島平和記念式典では、岸田首相は「核兵器のない世界を目指す」と言いました。そのためには核兵器禁止条約に署名・批准するのが当然です。戦争は外交の失敗です。政府は戦争を起こさないよう平和外交に全力を注がなければなりません。しかし核兵器を持ちながらあるいは背後に核が見える状態での外交は、ピストルをかまえて話し合うようなものです。まともな話し合いができるはずがありません。日本も核兵器禁止条約に署名・批准したうえで他国と話し合い、唯一の戦争被爆国として世界の国々に核兵器の廃絶を訴えていく必要があります。それが日本の役目だと考えます。以上の理由で本陳情の採択を求めます。

○議長

次に委員長報告に賛成者の発言を許可します。

○松澤（2番）

はい。私は陳情第16号を不採択とした委員長報告に賛成の立場から討論に参加させていただきます。核兵器禁止条約は陳情にあるように令和3年1月22日に発効され、現在92箇国が署名し68箇国が批准しています。核兵器を違法とする初めての国際法規範であり、大変大きな意義があります。ただ、問題は核兵器を保有している国がただの1箇国も入っていないことです。陳情趣旨において長期化するウクライナ侵攻のなかでロシアのプーチン政権は核兵器による威嚇をし続けており、このことが他の核保有国を刺激し、核戦争の危機が一段と高まっている。今まさに核兵器禁止条約の既判力を強化し、核兵器の使用を防ぐことが強く求められているとしておりますが、既判力の強化と言葉でいうことは簡単です。しかし核兵器に関する重要な利害関係国が入っていない場合、これは既判になり得ないとも言えます。このような状況下において陳情の申し立てにあるように、11月27日からニューヨークで開かれる第2回締

約国会議でさらに条約を具体化させるための議論が進められた場合、核保有国と非核保有国との間の分断がなお一層広がる恐れがあります。そして直ちに法的拘束力により核の使用や保有を禁止すると、日米安全保障条約のもと安全保障を米国の核の抑止力、いわゆる核の傘下に依存している我が国にとっては、国の安全保障を万全とすることが難しくなります。更に法的拘束力をもった枠組みを作って、核保有国を批判することになると保有国と非保有国との溝を一層深めてしまい、実質的な核軍縮に向けた会話が先に進まず、結果的には核兵器のない世界の実現を遠ざけることとなります。またこの条約においては核保有国の協力の下で、廃絶につなげるプロセスが担保されていないことも大変大きな課題です。このようなことから日本政府はこれまで唯一の戦争被爆国として核兵器の廃絶を目指しながらも、核保有国が参加していない禁止条約は現実的な核軍縮に繋がらないとして、条約には反対の立場を取ってまいりました。大切なことは少しずつでも核軍縮を進める道を開くことです。従って唯一の戦争被爆国である我が国に取るべき立場、取るべき態度は本条約に参加・調印・批准することではなく、国際社会の合意形成のかなめとして核保有国と非保有国との橋渡しを担い、困難な問題について双方への対話を施し、核軍縮を進め核廃絶に導くことではないでしょうか。よって本陳情は否決すべきと考え、委員長報告に賛成いたします。以上です。

○議長

ほかにありませんか。討論を終結いたします。これより、陳情第16号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める陳情を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、不採択であります。よって原案について起立により採決を行います。原案を採択するに賛成の方ご起立願います。

(起立 4名)

○議長

起立少数です。よって陳情第16号は不採択とすることに決しました。次に、福祉教育常任委員会へ付託となりました、請願第14号、「健康保険証の交付を引き続き行うよう求める意見書」の提出を求める請願書、陳情第15号、私立学校に対する公費助成をお願いする陳情書、以上2件について福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長、小林テル子議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（小林）

9月定例会における請願・陳情審査の報告をさせていただきます。令和5年9月13日午前11時から福祉教育常任委員会において、1番「健康保険証の交付を引き続き行うよう求める意見書」の提出を求める請願書、提出者は上伊那医療生協協同組合、辰野支部支部長、一ノ瀬静子氏からです。紹介議員は高木智香議員です。請願者の同席を許可し、請願理由をお聞きし質疑応答をいたしました。請願項目は来年度から予定されている健康保険証の廃止ではなく、これまで通り健康保険証を交付するよう求めるものです。当委員会で質疑討論の結果は、反対意見としては制度の取り組み開始は、2025年まで延期される方向で動いていること、またトラブルが起こるが対応は進めている状況で、資格確認証は発行されるとしているということです。現在の方向性で良いと考える、マイナ保険証のない人には申請しなくても資格確認証が発行される、また医療の質の向上のために行おうとしている制度であること、政府の総点検の結果がまだ出ていない段階であり、また長野県での調査では現在トラブルは発生していないということが確認されている。それからコストパフォーマンスの観点から健康保険証の発行には経費がかかる。そのような理由が挙げられました。こちらが反対意見としてです。そして賛成意見としては、選択肢があることが大事で弱者のためにはこれまでどおりの制度を維持してほしいという賛成意見でした。採決の結果、不採択5、採択1で委員会としては不採択と決しました。2番です。私立学校に対する公費助成をお願いする陳情書、提出者は中信地区私学助成推進協議会、会長、田中保子氏です。陳情・意見書の内容は以下の3点です。1番、私立学校への経費補助金、一校一律及び生徒数割の継続及び増額を行ってください。2番、教育条件改善のために私立学校への教育施設・機器補助の拡充を行ってください。3、国・県の関係者に対して私学支援金制度の拡充及びに私学助成の増額に関する意見書をあげてください。この3点です。当委員会で質疑、討論の結果、意見としては継続の助成なので取り上げたい、また辰野町から中信地区の私学に33人通っている実態もある、実際私立学校に通わせたいと思っても、私立の家庭負担は大きい。辰野町への具体的な助成を求めるものではなく、国・県へ私学助成の意見書をあげてほしいという陳情であるというのが賛成意見でした。反対意見です。私立も公立学校も同じ扱いでむしろ公立学校の方が設備的に劣るケースが多くなってきていると感じる。ゆえに私立への助成を増やして欲しいの陳情には納得性が薄い。教育の格差について、どこまで視野に入れるかであるが、全体バランスを考えると必要性が感じられない。現在助成されているがさらにそ

れ以上は難しいと思う等の反対意見がありました。採決の結果、採択3、不採択3で同数となりました。ゆえに委員長決裁により採択と決しました。以上委員長報告になります。よろしくお願いいたします。

○議長

ただ今の委員長報告に対し、請願第14号、「健康保険証の交付を引き続き行うよう求める意見書」の提出を求める請願書について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。はじめに委員長報告に反対者の発言を許可いたします。

○吉澤(4番)

請願不採択の委員長報告に反対し、請願を採択すべきとの立場から意見を述べます。本請願の趣旨は来年秋に予定されている健康保険証の廃止を止め、健康保険証の存続を求めるこの1点であります。採択を求める第一の理由は、マイナカードに関わるトラブルが続出している中での廃止強行は許されないと考えるからです。マイナ保険証に他人の情報が誤登録されたケースが7,400件、保険証への紐づけが終わっていないケースが71万件、公的給付金の誤登録が14万件などトラブルが収まりません。保険証の廃止の延期・中止を求める声はどの世論調査でも7割を超えます。本来任意であるはずのマイナンバーカードを、強制的に全国民に持たせようとして大混乱を招いていることに不信と怒りが広がるのは当然です。政府は聞く耳を持ち保険証廃止の延期や中止の声に応えるべきだと考えます。第2の理由は保険証の廃止は命にかかわるからです。開業医の63%、勤務医2万人が加盟する全国保険医団体連合会は医療機関で5,493件のトラブルが発生し、10割徴収した例が1,291件、このまま保険証廃止を強行すればトラブルは108万件以上になるとの調査結果と推計を発表しました。第一次調査です。他人の医療情報の紐づけは命に係わります。また無保険扱いが多発する可能性があることも重大です。今の保険証は保険組合などが申請なしで責任を持って交付しますが、マイナ保険証は5年ごとの申請が必要で、申請を忘れてたり申請が遅れば無保険になります。資格確認証を申請なしで交付する案も検討されていますが、資格確認証の発行には膨大な経費と手間がかかり、新たなトラブルも起き得ます。ならば保険証を続ければ良いだけの話です。第3の理由はマイナンバー保険証への強制切

り替えが利用者、医療機関、健康保険組合などに大きな不利益をもたらすからです。今指摘した保険医療を受ける権利を損なう大問題のほかに、今の保険証なら窓口で預けて10秒で済む保険資格確認手続きが本人による顔認証か暗証番号入力、情報利用の意思表示が必要になり、トラブルが生じやすくなります。特に高齢者や重い障がいがある方にハードルが高く、また緊急時、救急時の対応は困難です。町内の医療機関や薬局でも様々な問題が起きています。デジタル化で逆に手間が増えマイナ保険証の利用はどんどん減っている、あるいはほとんどマイナ保険証を使う人はいない。こういう中で本当に必要なのかという声を町内でも聞きます。マイナ保険証のメリットとして医療情報や投薬情報が把握しやすくなると言いますが、情報利用に同意した人だけにできることであり、集約できる情報は限られていますし、お薬手帳などの方が有効という意見もあります。そもそも重い障がいがある方や寝たきりの高齢者の方の中には、マイナ保険証を取ることができない実態があります。SDGs、誰一人取り残さない社会を目指すためにも、情報弱者を切り捨てる保険証の廃止は止めるべきではないでしょうか。第4の理由はマイナンバーカードへの情報1本化そのものの見直しが求められているからです。政府はマイナカード情報の総点検を言い出しました。9,000万枚発行されているマイナンバーカードの数十億の紐づけ情報を、各機関や団体が確実に総点検するには、システムの運用を中断して期限を設けずに行う必要がありますが、そのようにやられていません。そもそもマイナンバーカードは日本経団連の求めに応じて、国民の所得、資産、社会保障給付を紐づけて課税を強化し、福祉給付を削減するためにつくられました。そして大量の個人情報を経営に利用できるよう個人情報保護法を改悪して、個人情報の民間利用を拡大してきました。今、財界から来年秋廃止という納期を守れと言われていますが、これに答えて保険証廃止を進めるのは筋違いではないでしょうか。またマイナンバーに何でも紐づけしている国はG7先進国では日本だけです。政府による監理監視社会への危機感や、個人情報流出への国民の懸念、反対運動を受けて政府が情報一本化を断念したり撤回したり、あるいは逆に個人情報保護を優先に政策を転換しているからです。国民皆保険を保障する健康保険証を廃止し、マイナーカードへ何でも一本化を強制する今のやり方は個人情報保護にも世界の流れにも逆行しており、根本からの見直しが必要だと考えます。先週13日全国保険医団体連合会はマイナトラブル第2弾の調査結果を発表しました。医療機関の13.8%で負担割合の誤表示があったと、などのトラブルがあったという報告です。

そして会見の中で竹田副会長は「首相が指示した総点検とは全く違うトラブルが、これだけの規模で全国に広がっていることが鮮明になった。トラブルは氷山の一角に過ぎない、医療保険制度の根幹にかかわる深刻な問題だ。保険証を残すことこそが唯一の解決策だ」と述べました。行政や医療へのデジタル技術の活用は否定するものではありませんが、それは個人情報保護を万全に行い人権を尊重し、信頼を得られるシステムと運用を確保したうえで行われるべきで、今の健康保険証廃止の強行はこれに逆行すると言わざるを得ません。以上の理由により本請願の採択を求めるものです。

○議 長

次に委員長報告に賛成者の発言を許可いたします。

○津 谷（13 番）

私は委員長報告を賛成とし、原案に対しまして不採択の立場から討論をいたします。理由といたしまして、マイナ保険証の取り組みはデジタル化の第1歩であり、医療行政のデジタル化を進めるうえで必要な仕組みであります。特に健康・医療・介護のデジタル化の必要性は喫緊の課題であります。開業医の電子カルテ普及率はOECD加盟国平均93%でございますが、日本は42%の状況であります。世界に遅れを取っている医療DXを推進する重要な基盤であります。私が不採択とする具体的な理由を以下3点あげてまいります。一つ目、マイナ保険証を導入することにより医療の質向上やオンラインで医療費控除がより簡単になること、手続きなしで限度額を超える一時的な支払いが不要になることなど、事務負担軽減など様々なメリットがあること。二つ目、マイナ保険証を保有していない人に保険証の代わりとなる資格確認証を交付する。対象はマイナ保険証を持っていない人全ての人であり、申請の必要はなく有効期限を現在の保険証と同様とするなど、様々な運用を現在検討中であります。また、現行の保険証が廃止されて以降も、保険料を払っている人が確実に保険診療を受けられることでもあります。三つ目、現行の保険証を維持するよりもマイナ保険証にした方が総コストは減少すると見込まれております。また資格確認証の発行に伴う印刷や郵送などのコストが発生をしますが、その場合であっても現行の保険証を維持するよりも総コストは減少すると見込まれます。ごくごく粗い試算ではございますが、保険証の廃止に伴うコストとしてマイナ保険証保有が現状の利用登録率52%の場合には、約76から82億円に対しまして、マイナ保険証を保有を進め利用登録率が65から70%の場合、約100億円から約108億円のコストが削減できます。このほかマイナ保険証の利用に

より限度額適用認定証の発行リストの減少、払い戻しの減少に伴う際の請求事務の減少などにより保険者等の事務コストの減少が見込まれます。政府は総点検の中間報告を通じ、しっかりと国民に安心感を提供できるような説明をすることが重要であります。そもそも総点検の結果が出ていない今の段階で廃止また延期の判断をするべきではない、以上の事からこの請願は不採択とし委員長報告に賛成するものであります。以上です。

○議長

ほかにありませんか。

○高木(9番)

請願不採択の委員長報告に反対し、請願を採択すべきとの立場から意見を述べます。政府は来年秋から現在使われている紙の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと保険証が一体化したマイナ保険証に切り替えると発表しました。マイナンバーカードの申請は任意であるにも関わらず、来年秋に現在の保険証を廃止しマイナ保険証へ切り替えるということは矛盾しています。任意であるならば現在の紙の保険証を、引き続き使えるようにするというのは当たり前ではないでしょうか。今回の請願はマイナ保険証だけではなく、現在の紙の保険証を廃止せずに引き続き使えるようにしてほしいという趣旨です。今もどちらの保険証も利用できるようになっているので、この状況を続けてほしいと求めているだけです。何が何でも紙の保険証を廃止にするという政府の方針には疑問があります。マイナ保険証を申請した人でもそれを使わずにいる人も多い状況です。現在、マイナ保険証を持っている人が窓口で利用できるにも関わらず、なぜ利用していないのかそこをしっかりと考えるべきではないでしょうか。何らかの原因でオンライン資格確認ができず医療費が全額自己負担になったり、窓口での負担率が違ったり他人の情報が間違っていて登録されていたり、顔認証がうまくできなかったり、色々なトラブルが発生している今、余計な事務手続きが必要になり利用者側の手間と負担も大きくなっています。現行の保険証頼みの状態です。また医療現場の窓口ではマイナ保険証を利用する際は、暗証番号入れるか顔認証を行い確認事項をチェックすることで受付ができます。現在の紙の保険証だったら提出するだけで受付が終わります。医療の質の向上につながるとされるマイナ保険証ですが、過去3年分の診療情報、薬剤情報を確認できるというメリットはありますが、それはお薬手帳で十分ですし、検査結果が確認できるわけではありません。また入院などで医療費が高額

になった場合、マイナ保険証があれば手続き不要で、限度額以上の支払いをしなくても済むということがメリットとされています。しかし現在も限度額適用認定申請書というものがあり、それに記入して提出するだけで限度額までの支払いで済み、それほど手間はかかりません。住民の中にはマイナ保険証は申請することが難しい方もいます。重度の障がいをもった方や認知症の方は成年後見制度を利用して申請する方法もありますが、家族以外の方をお願いをすれば費用も掛かりますし、手続きに手間もかかります。ご家族や本人の負担が大きすぎます。高齢者施設では「申請時に使う顔写真を撮るにも一苦労、現在は施設で紙の保険証のコピーを保管して利用しているが、マイナ保険証になれば暗証番号がすぐわかるようにカードに張り付けて管理することになると思う」と話す施設職員もいます。今年11月から暗証番号の管理が大変な方のために、暗証番号の設定が不要なカードが交付予定だそうです。政府はマイナ保険証普及のために問題があるたびに改善策を提示してきますが、紙の保険証が利用できればこの対応は必要ありません。また、マイナ保険証の申請をしない人には資格確認証を送付することになりましたが、これについても有効期限が5年でそのあとはどうなるかはっきり決まっていません。そもそもこの資格証は必要なんですか。紙の保険証で十分です。コストダウンにつながる政策だそうです。トラブルの多い政策にどんどん大切な税金を使うのは問題です。紙の保険証を引き続き使えるようにしてほしいという声が多い現状で、マイナ保険証を持つことを強制することは国民の思いを無視しています。保険証の問題は国民の命にかかわる問題です。みんなが安心して医療を受けられることが大前提です。マイナ保険証も使えるし現行の保険証も引き続き使えるので、皆さん安心して病院に掛かってくださいねというのが誰もが安心して医療を受けられるということではないでしょうか。以上の理由により請願の採択を求めます。

○議 長

ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより、請願第14号、「健康保険証の交付を引き続き行うよう求める意見書」の提出を求める請願書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、不採択であります。よって原案について起立により採決

を行います。原案を採択するに賛成の方ご起立願います。

(起立 3名)

○議長

起立少数です。よって請願第14号は、不採択とすることに決しました。次に陳情第15号、私立学校に対する公費助成をお願いする陳情書について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより、陳情第15号、私立学校に対する公費助成をお願いする陳情書についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

(起立 10名)

○議長

起立多数です。よって陳情第15号は、委員長報告のとおり採択することに決しました。日程第9、追加提出議案の審議について、議案第28号、令和5年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第28号、令和5年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第2号)の提案理由をご説明を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額につきましては、それぞれ22億5,492万9,000円に変更はございません。内容につきまして4ページをご覧ください。歳出の諸支出金は過年度分の介護保険料の償還金が発生したことにより、被保険者に対し26万円を返還するものでございます。5ページの予備費を26万円減額し、増減なしで調整いたしました。以上提案理由を申し上げます。ご審議のうえ原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 28 号、令和 5 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。日程第 10、議員提出議案の審議についてを議題といたします。発議第 1 号、発議第 2 号ともに私立高校への公費助成に関する意見書の提出についてを一括議題といたします。議案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(発議第 1 号、発議第 2 号朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。最初に発議第 1 号、私立高校への公費助成に関する意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立 10 名)

○議 長

起立多数です。よって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。次に、発議第 2 号、私立高校への公費助成に関する意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立 10 名)

○議 長

起立多数です。よって、発議第 2 号は原案のとおり可決されました。日程第 11、議

会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から別紙のとおり、閉会中の継続審査申し出書が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規定により、各委員長申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。日程第12、議員派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。法第100条第13項及び辰野町議会会議規則第124条の規定により、お手元に配布いたしましたとおりに議員派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配りましたとおりに派遣することに決しました。以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。ここで、町長から挨拶を受けます。

○町長

8月29日に開会いたしました第7回辰野町議会定例会にご提案申し上げました、令和4年度会計決算等に追加議案を含む28議案全てについて、原案どおり認定、可決、同意いただき感謝申し上げます。一般質問では、産業振興、環境問題、道路、交通安全、公共交通、防災、保健福祉、子育て支援、教育関連など幅広い分野で質問をいただきました。また、8日に町議会全員協議会では、令和7年度の開所を目指し、辰野病院敷地内に来年度から整備する、病児・病後児保育施設の建設計画についても説明をさせていただきました。長期的課題が山積みではありますが、それぞれに全庁的なプロジェクトチーム等を設置し、一つひとつ着実に解決に向けて取り組んでまいります。さて、今月初めから「暮らし応援！たつのびっぴり商品券」を、町民お一人おひとりにお送りしております。先行きが見えない物価高騰で、大変厳しい状況の各ご家庭の家計の一助になればと願う次第であります。今月中には皆様のお手元に届くと思いますので、ほたるマイカード3倍キャンペーンとともに、上手にご活用いただきたいと思います。まもなく、令和5年度の間接点、第6次総合計画・前期基本計画の計画期

間の折り返しを迎えます。コロナ禍などの影響を受けて進捗が遅延している課題もありますが、残された期間、それぞれの目標達成に向けて、職員共々全力で各事業を遂行してまいります。引き続き議員各位、町民の皆様のご支援をお願いし、閉会にあたりましての挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議 長

以上で本日の会議を閉じます。これをもちまして、8月29日に開会いたしました令和5年第7回辰野町議会定例会を閉会といたします。23日間にわたる長丁場、大変ご苦労さまでございました。

10. 閉会の時期

9月18日 午後 4時 3分 閉会

この議事録は、議会事務局長 桑原高広、庶務係長 小林志帆の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 9 番

署名議員 10 番